



## やさしい日本語で学ぶ<sup>き</sup>帰化申請ガイド

神奈川県鎌倉市十二所124番地  
行政書士鎌倉国際法務事務所  
行政書士 伊藤大智

## ダウンロードありがとうございます

2019年に行政書士の仕事を始めてから、ビザ、永住許可、帰化申請の分野で働いてきました。私たちは永住許可申請等、外国人個人のお客様からのご依頼を受け、その申請をサポートしてきました。その間もコロナウイルスの感染拡大やそれに関連する不況があり、様々な方から相談が寄せられております。このe-bookは次の条件に当てはまる方の為に作りました。

1. 日本国籍を取得したい外国人の方
2. 日本国籍を取得したい外国人の方が家族にいる日本人の方

外国人の方が日本国籍を取得するには基本的には帰化申請を行うことになります。このe-bookでは外国人の方でも理解できるように優しい日本語で帰化申請について説明しています。この本が、皆様が帰化申請の準備をする際の一助になることを祈っております。

東京出入国在留管理局 届出済行政書士

伊藤大智

## 帰化申請とは？

外国人の人が日本国籍を取得することはできるのでしょうか？

日本では国籍法という法律によって、日本国籍を取得できる人の条件が決まっています。

通常の場合は、日本人の親から生まれた場合には自動的に日本国籍を取得できます。国籍法には次の条文があるからです。

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。

三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

では、親が外国人で、日本国籍を持たない人はどうすればいいのでしょうか？

この場合には行うのが、帰化申請になります。帰化申請とは、外国の方が日本人になるための手続きになります。

## 帰化申請はどこでできるか

この e-book をダウンロードされた方の多くは日本国籍を取得したいと考えているとおもいます。そして帰化申請を検討されている方だと思われます。多くの方は入管(出入国在留管理局)に行つてて手続きができると考えております。確かに普段、在留資格の手続きでは入管に行くことが多いでしょう。

しかし、帰化申請は入管に行つてもすることができません。永住許可は入管で申請することができますが、日本国籍の取得は入管ではできないのです。帰化申請は法務局と呼ばれる政府機関ですることができます。法務局は法務省の組織で、登記申請の他に帰化申請の取り扱ひをしております。下記の法務局の HP から自分の住所地を管轄する法務局を探してみてください。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

法務局ホームページ (2021年6月15日閲覧)

## 帰化をするまでの道のり

帰化申請はかなり時間のかかる手続きです。永住許可の場合は4か月からながくても

8か月ぐらいで結果が出ますが、帰化申請は最低でも半年はかかるといわれています。た

だ、現状を見てみると、実際には1年から2年を費やしたという方も多いです。帰化申請

は単に書類を出して終わりではなく、次のステップで審査が行われます。

### 1. 法務局での相談

帰化申請を思い立ったら、まずは法務局で相談を受けましょう。相談を受ける場合には

法務局に電話し、予約を取る必要があります。ここでは帰化申請の要件を満たしているか

どうかを確認されます。よく帰化申請は90%の確率で許可されるといわれることがあり

ますが、そもそもこの相談の段階で許可の見込みがない場合には申請しないように指導さ

れることが多くあるためです。ですので、この相談の場で次のステップに進めるかが

決まります。

### 2. 提出書類の準備

法務局での相談が終わり、提出書類に関して指示が出た場合には、許可の見込みがある

ということです。法務局からは非常に多くの書類を提出することを要求されます。その

ため時間がかかりますので、早めに準備を行いましょう。

### 3. 申請

提出書類の準備が終わると、次は申請です。申請する時は事前に連絡を行い、予約をする必要があります。注意してほしいのは、弁護士や行政書士等の専門家に頼んだとしても、申請は自分で行わなくてはなりません。入管と違い、専門家が代わりに書類を出すことはできません。

### 3. 面接

申請書類を法務局に出した後に、面接が行われます。面接は申請をした日から数か月から1年たってから行われます。面接では提出した書類の内容に関して質問されます。また、日本語の作文やテストを出されることもあります。

## 帰化許可を受けるための条件とは？

帰化申請の準備を始めると決めたら、最初に行うべきことは自分が帰化をするための条件を満たしているかを確認することです。帰化許可を受けるための条件は下記のとおりです。

一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。

二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。

三 素行が善良であること。

四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。

五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で

破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他

の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

次の条件に当てはまる場合には一の条件を満たさなくても許可を受けることができます。

①日本国民であつた者の子（養子を除く。）で引き続き三年以上日本に住所又は居所を

有するもの

②日本で生まれた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父

若しくは母（養父母を除く。）が日本で生まれたもの

③引き続き十年以上日本に居所を有する者

次の条件に当てはまる場合には一と二に当てはまらない場合でも許可を受けることができます。

①日本国民の配偶者たる外国人で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するもの

②日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するもの

次の条件に当てはまる場合には一、二及び四の条件を満たさなくても許可をされます。

①日本国民の子（養子を除く。）で日本に住所を有するもの

②日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であつたもの

③日本の国籍を失つた者（日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除く。）で日本に住所を有するもの

④日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの



これらの条件は国籍法に書かれた帰化申請の条件になります。また、この法律には

書かれていませんが、現実には小学校3年生程度の日本語能力がないと帰化することが

難しいです。